

国民年金保険料の強制徴収の実施について

国民年金保険料の強制徴収の実施について日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は全員国民年金に加入します。そして、自営業や農林漁業など第1号被保険者に該当する方は、毎月定額の保険料（平成17年度：13,580円）を納付しなければなりません。

しかし、保険料の負担能力がありながら納付していただけない場合は、将来、無年金になるおそれがあるばかりでなく、社会連帯に基づく基礎年金制度の根幹を揺るがしかねない重大な問題となってきます。

このため、県下の各社会保険事務所では、度重なる納付督促（督促）を行っているにもかかわらず、納付義務を果たしていただけない方々への納付督促（督促）を強化するため、今年度は県内で1,100人の未納者の方々に対して順次「最終催告状」を送付しています。最終催告状を送付しても納付していただけない方には、戸別訪問や呼び出しによる納付督促（督促）を実施し、それでも保険料の納付意思等を示していただけない方に対して、各社会保険事務所より「督促状」を発行します。

督促状を発行し、納付の指定期限までに保険料の納付意思等を示していただけない場合は、滞納処分（財産の差押え、財産の換価、未納保険料への充当）を開始します。

国民年金の保険料納付は単に義務であるだけでなく、未納の状態が続けば、将来、老齢年金が受けられなくなるおそれがあるだけでなく、万一の場合に支給される障害年金や遺族年金も受給できなくなるため、保険料はきちんと納付することがとても大切です。

なお、経済的な理由で保険料納付がどうしても困難な場合は、「保険料申請免除制度」や「若年者納付猶予制度」など、保険料納付が免除される制度があります。

詳しくは、お近くの社会保険事務所まで。

